平成２９年（フ）第７６号
佐賀県唐津市松南町５番32号　双葉ハイツＢ―103号
債務者　池田　聡美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３４号
宮崎県日南市大字益安125番地10キララコーポ105号
債務者　黒木　幸生
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第４９２号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―10―206
債務者　田部　澄江
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０７号
神奈川県足柄上郡大井町金手２番地４　レオパレスコスモスＮＯ．３　303、前住所神奈川県足柄上郡松田町寄4588番地３
債務者　中出　雅人
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１５号
神奈川県小田原市蓮正寺178番地の１　コーポかとうＡ101
債務者　澤田　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７２号
山口県下松市大字末武下486番地
債務者　大森　　学
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第７４号
山口県周南市秋月３丁目１番12―102号
債務者　藤村　直子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３５１号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚877番地146
債務者　酒井　眞澄
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２９号
静岡市葵区南瀬名町６番27号、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目20番４－７号
債務者　水野　成司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５４号
静岡市清水区折戸２丁目８番２号　折戸北団地219号室
債務者　杉山　裕明
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５８号
静岡市葵区四番町２番地の12　ヴェルデカーサ102、旧住所静岡市葵区人宿町２丁目４番地の９　ホリホックイン303号
債務者　馬渕きみえ（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０６号
東京都八王子市石川町1409番地２ストーンリバーわたなべ205号
債務者　村越ルミクリスチーナ（旧姓渥美・西村）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９５０号
横浜市南区万世町１―18―１　グランドガーラ横濱万世町816、住民票上の住所横浜市南区睦町１丁目12番地７　クリスタルハート501
債務者　呉羽早智子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７６号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目14番地２　ブルーウイングＣ201
債務者　澤田ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８６号
横浜市磯子区中原３丁目８番２号　杉田ハイツ201号
債務者　茂木　里子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部